

公立小中学校施設等の整備のための予算確保に関する決議

公立小中学校の施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものである。

今般、国においては、本会が8月の緊急要望において求めた、希望するすべての公立小中学校への空調設備の設置を来夏までに実現するための財政措置と併せ、地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀の撤去・改修を早急に推進するための財政措置について、平成30年度補正予算により措置されたところである。

しかしながら、公立小中学校施設の現状については、築40年以上の施設が約3割存在しており、今後、新增築・老朽化対策等に係る事業費が更に増大していくことが必至である。また、トイレ改修、給食施設整備等について、早急に事業を進める必要がある。

よって、国は、公立小中学校の整備費について、都市自治体が新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率及び補助単価の引上げ等の財政措置の拡充を図ること。

特に、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成30年11月15日

全 国 市 長 会